

外来種 どんな被害をもたらすの？

外来種ってなに？ (いろいろな用語があるよ！)

外来種：他の地域から持ち込まれた生物。

移入種：外来種と同じ意味。

帰化種：外国から日本に持ち込まれ、定着し、野生化した生物。

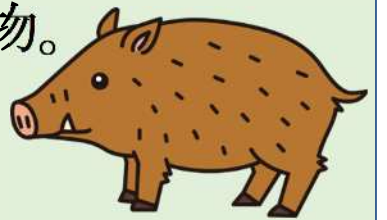
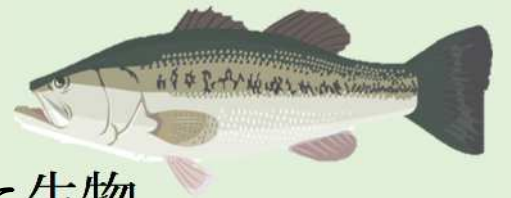
外来生物：外来種とほぼ同義で、外来生物法では外国からの生物と定義。

特定外来生物：外来生物法で指定された外来生物。

条件付特定外来生物：一部の規制が適用除外された特定外来生物。

在来種：日本に昔からいた生物。

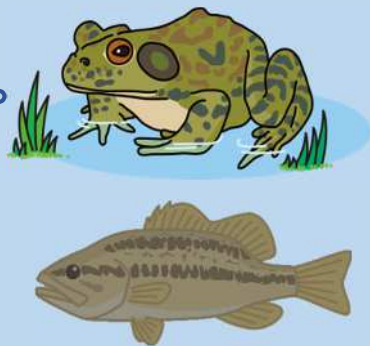
国内移入種：在来種でも他の地域から持ち込まれた外来種。



食べる

在来種を食べてしまう。

- ・ウシガエル
- ・オオクチバス
- ・その他 多種



奪う

在来種の食べものや住む場所を奪い、追い出してしまう。

- ・タイワンリス
- ・アレチウリ



遺伝子攪乱が起こる

近縁種や同種との交配により雑種が生まれ、繁殖力がなくなることがある。

- ・アカゲザル
- ・オオサンショウウオ



人への被害

人の生命や身体に被害がある。

- ・セアカゴケグモ
- ・ヒアリ



産業(農林水産業)への被害

農業や水産業に被害がある。

- ・アライグマ
- ・ハクビシン
- ・オオクチバス



国内移入種による遺伝子攪乱

在来種でも地域により遺伝子レベルで違いがあることがあり、交配により遺伝子攪乱が起こる。

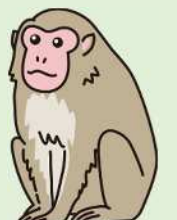
- ・ゲンジボタル
- ・ヒメダカ
(品種改良メダカ)



在来種の被害はどのようなの？

自然環境や人、農林水産業への被害は外来種だけのものではありません。

- ・在来種の**シカ**は植物に被害を与えている。
- ・**イノシシ**や**サル**は農作物に被害を与えている。



アメリカザリガニとアカミミガメ

改正外来生物法で条件付特定外来生物に指定されました。

条件付特定外来生物とは？

- 外来生物法により指定された**特定外来生物**のうち、通常の規制の一部を当分の間、適用除外とする(規制の一部がかからない)生物の通称です。
- **アメリカザリガニ**と**アカミミガメ**の2種類が、令和5年6月1日に指定されました。



なぜ今指定か 早い? 遅いの?

生態系に大きな被害を与えているのに、なぜ今まで指定されなかったの？

- ・既に広く飼育され、野外にも多い。
- ・飼育を規制すると大量に捨てられ、深刻な影響が想定される。
- ・一律に規制せず、輸入や販売・頒布を目的とした飼養や譲渡等を規制する**新たな仕組み**が必要であった。



他の特定外来生物と違うこと

- ・捕まえたら持ち帰ることができる。
- ・飼うことができる。

輸入、販売、放出等のみに適用する。

※規制対象外の内容

- ・個人の販売目的でない飼育
- ・個人間の無償譲渡 等

私たちがすること・できること

- 入れない: 日本に入れない
- 捨てない: 野外に捨てない
- 拡げない: 他地域に拡げない

最期まで責任を持つ(終生飼養)



何匹ぐらい飼われているの？

・アカミミガメ

約 110 万世帯 約 160 万匹

・アメリカザリガニ

約 65 万世帯 約 540 万匹

外来生物法以外の規制

その他の法令でも野生生物の捕獲や飼養が規制されている。

・水産資源保護法(農林水産省) 漁業調整規則(都道府県)

対象：魚類・甲殻類等の水生生物
採捕の方法(漁法)や時期、サイズ、場所(禁漁区)などに規制がかかる。



・鳥獣保護管理法(環境省)

対象：鳥類や哺乳類などの野生動物
わなの種類等採捕の方法や禁猟期、禁猟区などに規制がかかる。



・植物防疫法(農林水産省)

対象：植物を害する昆虫・微生物
農作物や樹木などの植物を守るため、輸入を禁止している。

